

第61回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 日時 平成22年8月6日(金) 10:00~12:00
- 2 場所 埼玉会館 5B会議室
- 3 出席者 委員8名(敬称略)
海野恵美子、大畑亨、坂本邦宏、鈴木秀憲、松村敦子、
森田茂夫、横山栄、渡辺洋子
※事務局 下仲産業労働部副部長
星野商業支援課長
松本商業支援課副課長
大型店立地担当職員4名
- 4 審議内容
県意見についての審議
ア 新設
 - 新設(5条1項) (仮称) 戸田氷川町商業施設開発計画
 - 新設(5条1項) (仮称) ベルク行田城西店イ 変更
 - 変更(附則5条1項) 南越谷株竹ショッピングビル
 - 変更(6条2項) 越谷コミュニティプラザ
 - 変更(6条2項) スーパービバホーム加須
 - 変更(6条2項) ヤオコー高麗川店
 - 変更(6条2項) 西友小手指店
 - 変更(附則5条1項) ニトリ久喜店
 - 変更(附則5条1項) ニトリ草加店
 - 変更(附則5条1項) ニトリ新座店
 - 変更(附則5条1項) ロイヤルホームセンター越谷
 - 変更(6条2項) イトーヨーカドー錦町店
 - 変更(6条2項) イトーヨーカドー川越店
- 5 傍聴人 なし
- 6 その他 事前打ち合わせを行い、内容等について確認した。
 - (1) 交通について 7月30日(金)、坂本邦宏 委員
 - (2) 騒音について 7月14日(水)、横山栄 委員

会議要旨（概要）

1 開会

2 議事

県意見についての審議

ア 新設

- 新設（5条1項） （仮称）戸田氷川町商業施設開発計画
（事務局説明）

【委員】 店舗東側の老人ホームは通所型と入居型のどちらか。高齢者が利用する施設であるが景観などの配慮はどうなっているか。

【事務局】 老人ホームは入居型であり5階建ての建物である。店舗は1階建てであるため景観の観点からは問題ないと考える。騒音に関しても、空調などの設備機器を、老人ホーム側から離して設置するよう配慮している。

【委員】 計画地には以前何があったのか。

【事務局】 以前はこの場所に倉庫があった。

【委員】 交差点需要率とはどのようなものか。

【事務局】 交差点の混雑度を数値で表すものである。まず、交差点で交通量調査を行い、交差点における各方向の交通量がピーク時間帯でどれくらいなのか調べた上で、店舗出店による交通量を追加し、交差点における混雑度が基準値0.9を下回るかどうか確認を行う。交差点需要率が基準値0.9を上回ると、その交差点の処理能力を超えて混雑することとなり交通に重大な支障がでる恐れがある。

【委員】 交差点需要率については、現況の数値と開店後の数値を比較することで、新規出店により交差点にどれくらい新たな負荷がかかるのか確認できる。

【委員】 住民意見に対する設置者の回答では、荷さばき車両の後進ブザーを早朝時間帯は使用しないとのことであるが、安全上問題ないのか。

【事務局】 後進ブザーを使用しないのは、公道上でなく店舗敷地内であり、法律上問題はないが、安全対策として従業員による車両誘導を行う。

【委員】 市又は住民からの意見に対して、建物設置者が回答しているが、実際に店舗で営業を行う小売業者についても設置者と同様の立場であると考えてよいか。

【事務局】 大規模小売店舗立地法上の届出義務者が建物設置者であるため、設置者が回答しているが、小売業者も同様の立場で責任を負うことになる。

【委員】 審議資料には小売業者は明記されているが、設置者は表記されていないため分からない。今後、改善してもらいたい。

周辺住民からの苦情や要望の窓口について、店長が対応することであるが、店長が多忙であることや権限がないこと、施設や設備の管理責任者が別であることなどから、対応が十分でないケースが見受けられる。その点については設置者に指導を行うべきである。

【事務局】 ご指摘の点については設置者に十分指導を行う。

【委員】 隔地駐車場の西側駐車場（出入口④）の右折入庫禁止の対策は。店舗西側から来店する車両は隔地駐車場の交差点を右折したうえで左折入庫する誘導経路となっているが、当該交差点を直進した場合、遠回りして南側から駐車場に入庫することが考えられるが、その場合の対策は。

【事務局】 右折入庫禁止の対策として出入口に看板を設置する。また、開店後と繁忙時には交通整理員を出入口に配置して、来客車両の安全な誘導を行う。

【委員】 来客車両走行音が住居壁面において騒音基準値を超過している地点があるが、設備機器の音も合成するとどうなるのか。

【事務局】 騒音が時間によって変動する来客車両走行音（変動騒音）と、騒音がどの時間でも一定である設備機器の音（定常騒音）を合成することは、非常に困難であるため行っていない。

住居壁面において騒音基準値を超過している地点については、環境騒音を測定しており、出店により発生する騒音を大幅に上回るため、周辺環境へ与える影響は軽微であると推測する。

【委員】 この規模の店舗なら駐車場はこの収容台数で不足しないのか。

【事務局】 店舗に必要な駐車場収容台数は、経済産業省の定める指針に基づき、計画地の用途地域、店舗面積、駅からの距離などをもとに算出する。当該店舗においてもこの基準を満たす駐車場台数を確保している。

【委員】 店舗正面駐車場における深夜時間帯で来客車両走行音が、北側の住居壁面で基準値を超過するが、環境騒音の測定値を下回ることから、出店による周辺環境への影響は軽微であるとのことだが、幹線道路において常に大型車両が通行しているわけではなく、静かな時間帯もある。深夜の駐車場内では徐行するなど、出来る限り静穏な環境を保持するよう、来客車両に対して注意喚起すべきである。また、荷さばき車両に係る騒音についても、アイドリングストップや作業員に騒音低減に努めるよう指導徹底すべきである。

【事務局】 委員ご指摘の点については、設置者に十分指導を行う。

【事務局】 審議でご指摘いただいた点については設置者に伝え指導することとし、大規模小売店舗立地法上の県意見は付さないこととしたい。

【議長】 事務局案のとおり、意見は付さないことでよろしいか。

（全員了承）

●新設（5条1項） （仮称）ベルク行田城西店
（事務局説明）

【委員】 この届出について、市及び住民からの意見がなかったとのことだが、確認したところ、周辺的生活道路へ来客車両が進入することがないようにしてほしいとの住民の要望があるようだ。実際に意見が提出されなくても配慮をお願いしたい。

計画地の南西からの来店経路については、実際には持田1丁目交差点手前で右折するケースが多いのではないか。店舗周辺では過去に交通死亡事故が発生しており、車両の誘導経路については十分に注意して周知する必要がある。

【事務局】 ご指摘の点について、設置者に指導を行う。

【委員】 店舗西側の敷地内に自主管理歩道を設置するのか。

【事務局】 店舗北側国道を横断歩道橋を渡って来る歩行者は、市道の横断歩道を渡り、店舗敷地内の歩道を通行して店内へ入る。

【委員】 歩行者と車両の動線が交錯する西側出入口の安全対策は。

【事務局】 交通整理員を配置する。

【委員】 駐車場内の夜間利用制限エリアは、どのような物理的措置をとるのか。来客に対する周知は。

【事務局】 バリカーを設置する。店舗内で夜間利用制限エリアについて、来客者に周知を行う。

【事務局】 委員ご指摘の点については、設置者に十分指導を行うこととし、大規模小売店舗立地法上の県意見は付さないこととしたい。

【議長】 事務局案のとおり、意見は付さないことでよろしいか。

（全員了承）

イ 変更

- 変更（附則 5 条 1 項） 南越谷株竹ショッピングビル
- 変更（6 条 2 項） 越谷コミュニティプラザ
- 変更（6 条 2 項） スーパービバホーム加須
- 変更（6 条 2 項） ヤオコー高麗川店
- 変更（6 条 2 項） 西友小手指店
- 変更（附則 5 条 1 項） ニトリ久喜店
- 変更（附則 5 条 1 項） ニトリ草加店
- 変更（附則 5 条 1 項） ニトリ新座店
- 変更（附則 5 条 1 項） ロイヤルホームセンター越谷
- 変更（6 条 2 項） イトーヨーカドー錦町店
- 変更（6 条 2 項） イトーヨーカドー川越店

（事務局説明）

【委員】 越谷コミュニティプラザの駐車場収容台数減少の届出について、変更後の駐車場跡地は何に利用するのか。

【事務局】 駐車場跡地は地権者へ返還するが、返還後の土地利用については把握していない。

【委員】 西友小手指店の駐車場出入口の新設については、夜間最大騒音の基準値をクリアできる地点に新たに入口を設置するということか。

【事務局】 そのとおりである。

【委員】 入口①から入庫させる時間が朝 8 時からとなっているが、これは入口①に面している小学校通学路の児童通学時間と関係しているのか。

【事務局】 児童通学時間とは関係ない。通学児童に対する安全対策としては、店内掲示とアナウンス、看板等の設置により注意喚起を行う。

【委員】 入口①から入庫させるほうが歩行者と車両が分離され、また、敷地内の滞留スペースで車両は徐行するため、交通安全上は望ましいと思うが。

【事務局】 安全な運用を行うように、設置者に指導を行う。

【委員】 公道を通行するよりも、敷地内の車路を通行するほうが安全かつ周辺環境への影響も全体で見ると少ないと思われるが、騒音の問題のみで出入口を新設するような今回のケースは、やむを得ないにして、本末転倒であると思う。機会を見て経済産業省に問題提起してもらいたい。

【事務局】 了解した。

【委員】 営業時間が深夜に延長されると、客層が若年化する傾向があり、ワンボックスタイプの車両が駐車場にエンジンをかけっぱなしで、長時間にわたり周辺住民に迷惑をかけているケースがある。この点についてはどう考えるか。

【委員】 埼玉県はアイドリングストップの条例があるのでは。

【事務局】 県条例でアイドリングストップを指導しており、また、夜間の駐車場に若者が集まることについては、立地法の届出事項の防犯に関する事項として、警備員や従業員による定期的な見回りなどを実施しているが、必要に応じて店舗設置者から報告を求め指導を行う。

【委員】 立地法の届出について、地元市から交通や生活環境に関して広く意見を積極的に提出してもらえよう市町村の関係部局に働きかけをお願いしたい。

【事務局】 委員ご指摘の点については、設置者に十分指導を行うこととし、大規模小売店舗立地法上の県意見は付さないこととしたい。

【議長】 事務局案のとおり、意見は付さないことでよろしいか。

(全員了承)

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

平成22年8月6日

議 長 (森田委員)

議事録署名委員 (渡辺委員)

議事録署名委員 (横山委員)